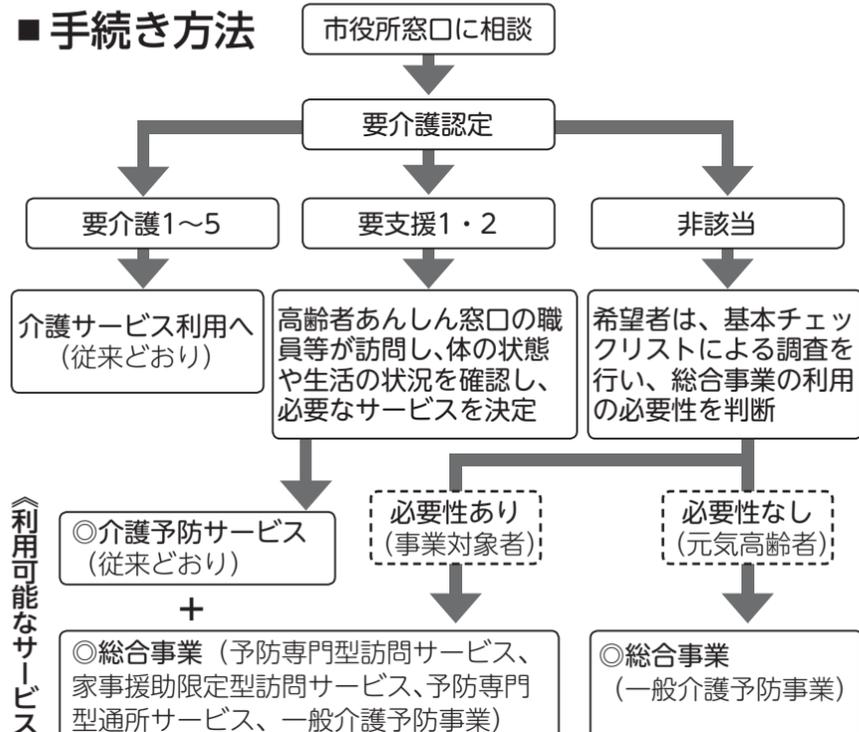
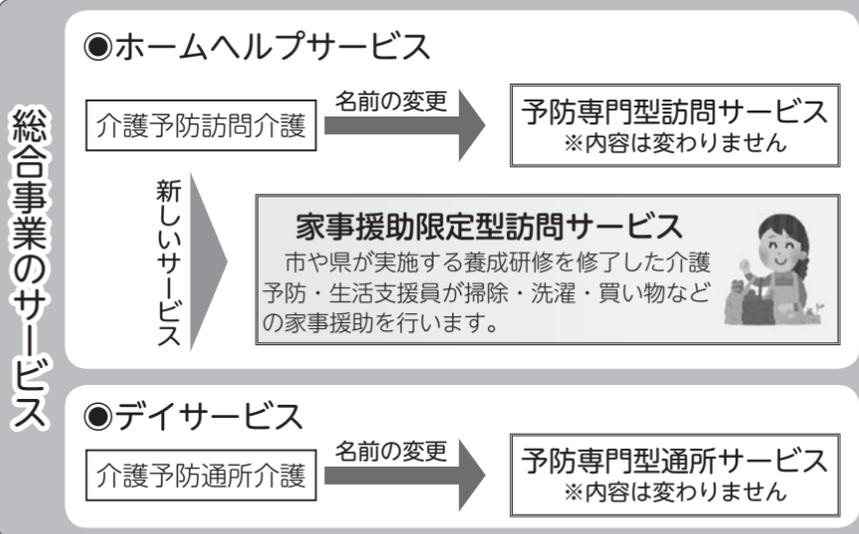


# 4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」開始 介護保険に新しいサービスを追加

**問** ▶サービス利用の手続き(要介護認定等)について…高齢福祉課(0798・35・3133)  
▶サービス内容について…介護保険課(0798・35・3048)  
▶介護予防・生活支援員養成研修について…福祉のまちづくり課(0798・35・3135)

4月から介護保険法の改正により「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)」が始まります。要支援1・2の人が利用している全国一律の基準によるホームヘルプサービスとデイサービスは、市の事業である総合事業に変わります。また、要支援1・2相当の人を対象に「家事援助限定型訪問サービス」が追加されます。すでに要支援1・2の認定を受けてサービスを利用している人については、内容の変更はありません。



## 市が養成研修を開催 家事を新たな仕事にしませんか

市では、家事援助限定型訪問サービスの新たな担い手養成を目的として「介護予防・生活支援員養成研修」を開催します=表①参照。同研修は、3日間のカリキュラムで、自立支援の具体的な技術などについて学びます。また、県でも同様の研修が実施されます=表②参照。研修修了後は、市内でサービスを行う法人に採用されると、介護予防・生活支援員として働くことができます。いずれも受講料無料。

表① 西宮市研修(3月開催分)

	日程・会場	問合せ
第1期	3月7日(火)・10日(金)・14日(火)	午前10時から市役所東館8階 申込方法など問合せはソラスト(0120・33・5533)へ
第2期	3月9日(木)・13日(月)・15日(水)	

※いずれも定員あり。第1・2期は同じ内容です。詳しくは市のホームページ(くらしの手続き→介護保険→介護保険サービス事業者情報)へ

表② 兵庫県研修(3月開催分)

日程・会場	申込・問合せ
3月22日(水)~24日(金)の午前10時から 市民会館	定員50人。申込は3月1日から。先着順。申込方法など問合せは県高齢対策課(078・362・3195)へ。詳しくは県のホームページ( <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kanwa.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kanwa.html</a> )をご覧ください

## よくある質問Q&A

- Q1** 今、要支援1の認定を受けて、ホームヘルプサービスとデイサービスを利用していますが、内容は変わりますか？
- A.** いいえ。今利用しているサービスは変わりません。引き続きサービスが必要とされた場合、続けて同様のサービスを利用できます。
- Q2** 続けてサービスを利用する場合、手続きや相談は必要ですか？
- A.** 手続きについては、必要時に高齢者あんしん窓口の職員か、ケアマネジャーより説明があります。事前の相談は必要ありません。
- Q3** ホームヘルプサービスとデイサービス以外のサービスは何か変わりますか？
- A.** いいえ、何も変わりません。

## 公民館定期使用 グループ会員募集

公民館で活動しているグループの会員を募集します。活動内容など詳しくは各グループへ問合せを。  
電話番号で市外局番のないものは《0798》。

- 【中央公民館】 ホワイトボイス(080・4986・4789…大熊方) 第2・4水曜の午後7時から。ボイストレーニングトウぐいすプレラ句会(34・5388…鍵本方、夜) 第4火曜午後1時から▷木曜書道会(45・4125…宝井方) 第1・3木曜の午前9時半から
- 【鳴尾公民館】 ビビッド鳴尾(34・1464…福田方) 第1~3土曜の午前9時から。フォークダンス▷ダンスワールド鳴尾(070・5342・4321…中野方、昼) 第1~4木曜の午後7時から。社交ダンス
- 【今津公民館】 今津着物着付グループ(35・6504…川上方、昼) 第1~3月曜の午前9時から
- 【若竹公民館】 若竹水墨画グループ(41・0607…大川方) 第1・3水曜の午後2時から
- 【高木公民館】 香風会(66・2683…平田方、夜) 第2・4水曜の午後1時から。書道

広告

**阪神米穀のお米**

**えべっさん**

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)  
■<http://www.ebessan.jp>

適正体重を知り、日々の活動に見合った食事を

- ・太ってきたかなと感じたら、体重を測りましょう。
- ・普段から意識して体を動かすようにしましょう。
- ・美しさは健康から。無理な減量はやめましょう。
- ・しっかり噛んで、ゆっくり食べましょう。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

広告

## JR西宮駅南側 徒歩2分(国道2号線沿い)

**借金問題** 任意整理 自己破産 個人再生 **過払金請求**

☆過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに！  
☆借入先が分かれば、資料なしでもOK。

**相続** **交通事故**

**離婚**

その他、民事事件一般

◎相談料：何度でも無料！ ☆法律相談：夜間・休日対応可。 ☆予約受付：平日9時~17時

## 西宮法律事務所

電話番号 **0798-26-2726**

兵庫県弁護士会所属  
弁護士 芦原 健 弁護士 楠元 亨  
西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302  
<http://www.nishinomiya-law.jp/>